

事業者各位

一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部

天井クレーン定期自主検査者安全教育講習会のご案内

天井クレーンについては、1年以内ごと及び1カ月以内ごとに定期的に自主検査を行わなければならないことが、労働安全衛生法によって定められています。

定期の自主検査は、かなり高度の知識と技能を要するため、検査者には十分な教育を行うことが必要です。このため、昭和60年12月に「天井クレーン定期自主検査指針」が公表され、また、労働省労働基準局長通達により、天井クレーン定期自主検査者安全教育の実施要領が定められました。

当協会では上記通達に基づき、下記により「天井クレーン定期自主検査者安全教育」を開催いたしますので、この機会に貴事業場における該当者にぜひ受講させていただき、災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時・場所

2024年2月6日(火) 午前9時から午後5時まで	一般社団法人 クレーン協会 北陸支部 金沢市中屋町西 447-1
2024年7月9日(火) 午前9時から午後5時まで	富山県中小企業研修センター 富山県赤江町1番3号
2025年2月4日(火) 午前9時から午後5時まで	一般社団法人 クレーン協会 北陸支部 金沢市中屋町西 447-1

講習会場は変更になる場合がありますので、受講票でご確認ください。

2. 講習内容

- (1) 天井クレーン定期自主検査の意義 (0.5H)
- (2) 天井クレーンの構造部分、ランウエイ及び機械装置の検査に関する知識 (3H)
- (3) 天井クレーンの電気設備の検査に関する知識 (1H)
- (4) 天井クレーンの安全装置の検査に関する知識 (1H)
- (5) 天井クレーンの荷重試験の方法及び潤滑装置の検査に関する知識 (1H)
- (6) 関係法令及び災害事例 (0.5H)

3. 定員 各50名(受付は先着順とし、定員に達した場合は締め切らせていただきます。)

4. 受講料 北陸支部会員 1名 1,1830円(税・テキスト代含む)
非会員 1名 12,830円(税・テキスト代含む)
テキスト 労働省労働基準局安全衛生部安全課監修
「天井クレーンの定期自主検査指針・同解説」
一般社団法人 日本クレーン協会 発行

5. 申込方法

(1) 申込書に必要事項を記入の上、受講票の返信用封筒(長形3号・切手貼付・送付先を明記したもの)を同封して送ってください。

【送付先】 一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部
〒920-0375 金沢市中屋町西 447-1
TEL(076)269-1822 FAX(076)269-2544

(2) 当支部で受付け次第(受講料の入金確認後)受講票をお送りします。(受講料の納入確認ができない場合は受付を取消す場合があります。振込手数料は受講者負担です。受講票は大切に保管し講習当日ご持参ください。)

【振込先】 北國銀行 みどり支店
一般社団法人 日本クレーン協会 北陸支部 普通預金口座 No.115937

(3) 申込みの取消し

受講を取消す場合は、講習開始7日前までにFAXにてご連絡ください。すでに受講料をお支払済の場合はご返金いたします。返金は原則として講習終了後、銀行振込(手数料はご負担願います。)とさせていただきます。お取消しのご連絡とあわせて振込先をごお知らせください。
なお、講習開始前7日以降の取消しはお受けいたしかねますので、ご了承ください。

6. 修了証

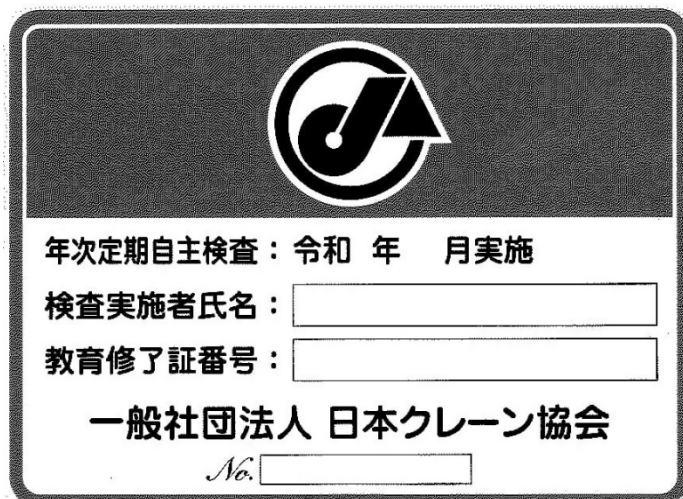
講習の全教科を受講された方には、修了証を交付します。

※今般、一般社団法人 日本クレーン協会実施の定期自主検査者安全教育修了者が当該修了証の対象としているクレーン等に年次定期自主検査を実施した場合には、当該クレーン等に年次定期自主検査ステッカーを貼付して検査の実施を明示することになりました。

貼付対象クレーン等は。

1. つり上げ荷重が0.5トン以上の天井クレーン(クレーン則第34条)
2. つり上げ荷重が0.5トン以上の移動式クレーン(クレーン則第76条)

ステッカーの図案



80×110mm 1枚205円(税込)

